

平成 23 年度 京都市国民健康保険事業特別会計決算概要

1 基礎計数

項 目	予算	実績見込	増△減
一般被保険者数	358,000 人	350,102 人	△ 7,898 人
一般世帯数	220,000 世帯	215,153 世帯	△4,847 世帯
一般総医療費	113,654 百万円	110,003 百万円	△ 3,651 百万円
一般1人当たりレセプト件数	14.23 件	14.10 件	△0.13 件
一般 1 件当たり医療費	22,307 円	22,281 円	△26 円
一般 1 人当たり医療費	317,469 円	314,202 円	△3,267 円

ポイント

- 一般被保険者数及び一般 1 人当たり医療費が見込より減少したことにより、一般総医療費も見込より減少している。

2 財政状況

(単位:百万円)

項目		予算額	決算見込額	増△減	
一般医療分	歳入	保険料	20,860	20,339	△ 521 ←①
		国・府支出金等	21,869	22,006	137 ←④
		国調整交付金等	7,230	7,168	△ 62
		府調整交付金	3,981	3,939	△ 42
		前期高齢者交付金	31,722	31,666	△ 56
		その他	15,899	15,879	△ 20 ←③
	歳入 小計	101,561	100,997	△ 564	
	歳出	給付費	93,412	90,806	△ 2,606 ←
		老人保健拠出金	1	1	0
		保健事業費	1,116	908	△ 208
その他		16,006	15,382	△ 624 ←③	
歳出 小計	110,535	107,097	△ 3,438		
差引過△不足額		△ 8,974	△ 6,100	2,874	
後期高齢者支援分	歳入	保険料	6,517	6,314	△ 203 ←①
		国庫支出金等	5,815	6,124	309
		国調整交付金	1,485	1,619	134
		府調整交付金	891	967	76
	歳入 小計	14,708	15,024	316	
	歳出	後期高齢者支援金	16,393	16,419	26
歳出 小計	16,393	16,419	26		
差引過△不足額		△ 1,685	△ 1,395	290	
退職者医療分	歳入	保険料	1,820	1,954	134
		療養給付費交付金	3,230	4,409	1,179
		その他	51	12	△ 39
	歳入 小計	5,101	6,375	1,274	
	歳出	給付費	5,095	6,252	1,157
		その他	6	2	△ 4
歳出 小計	5,101	6,254	1,153		
差引過△不足額		0	121	121	
介護分	歳入	保険料	2,758	2,768	10 ←①
		国庫支出金等	2,288	2,416	128
		国調整交付金	658	721	63
		府調整交付金	395	422	27
	歳入 小計	6,099	6,327	228	
	歳出	介護納付金	6,854	6,842	△ 12
歳出 小計		6,854	6,842	△ 12	
差引過△不足額		△ 755	△ 515	240	
事務費その他	歳入	その他	8	16	8
		歳入 小計	8	16	8
	歳出	給与費	1,949	1,897	△ 52
		物件費等	1,445	2,267	822 ←⑤
歳出 小計	3,394	4,164	770		
差引過△不足額		△ 3,386	△ 4,148	△ 762	
過△不足額 合計		△ 14,800	△ 12,037	2,763	
その他の財源	歳入	一般会計繰入金	14,800	14,766	△ 34
		(うち基盤安定分)	(7,059)	(7,025)	(△ 34)
		(うち財政支援分)	(7,741)	(7,741)	(0)
		歳入 小計	14,800	14,766	△ 34
歳入合計(A)		142,277	143,505	1,228	
歳出合計(B)		142,277	140,776	△ 1,501	
単年度収支(A-B)		0	2,729	2,729	

〈一般給付費の減少〉
一般被保険者数が見込よりも減ったことなどにより、見込より支出額が大幅に減少した。

単年度収支で
27億29百万円の黒字

【ポイント】

① 徴収率向上による保険料の収入増（約4億円の黒字要素）

目標徴収率を91.2%としていたが、徴収率向上の取組の推進により、実績は92.0%と0.8ポイント上昇した。

一般被保険者数及び世帯数が見込よりも減少したため、保険料収入も見込から11億円ほど減少するはずであったが、徴収率が目標値を上回ったことにより7億14百万円（医療△5億21百万円、後期△2億3百万円、介護+10百万円の合計）の減少にとどまった。

② 国・府調整交付金の収入増（約6億円の黒字要素）

一般被保険者の給付費が減少したため、国・府調整交付金も予算額から4億円ほど減少するはずであったが、予算額より約2億円（国+1億35百万円、府+61百万円）多く交付された。

	医療	後期	介護	計
国調交	△ 62	134	63	135
府調交	△ 42	76	27	61

③ 共同事業拠出金の支出減（約6億円の黒字要素）

一般医療分の「その他」に含まれている保険財政共同安定化事業等の交付金（歳入）及び拠出金（歳出）について、交付金はほぼ見込額どおり交付されたが、拠出金支出額は見込よりも5億88百万円減少した。

④ 国庫支出金の過大交付による収入増（約18億円の黒字要素）

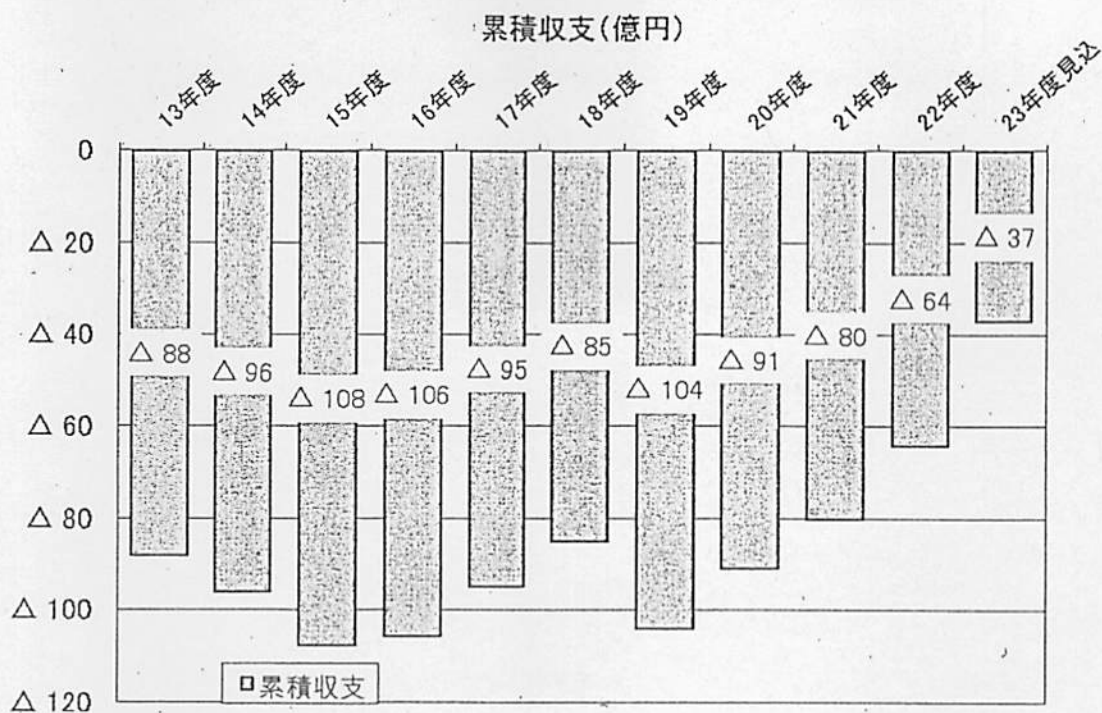
国の療養給付費負担金について、給付費が減少したため、本来であれば、△16億66百万円になるところであったが、18億3百万円の過大交付があったため、1億37百万円となっている。（18億3百万円については、平成24年度に返還する必要がある。）

⑤ 国庫支出金の昨年度過大交付分の返還による支出増（約11億円の赤字要素）

平成22年度において国の療養給付費負担金について過大交付があったため、平成23年度に過大交付分である11億25百万円を補正予算を組んだ上で返還した。

⑥ その他の経費における支出減等（約4億円の黒字要素）

3 累積収支の推移



23年度末累積収支 Δ36億94百万円の赤字！

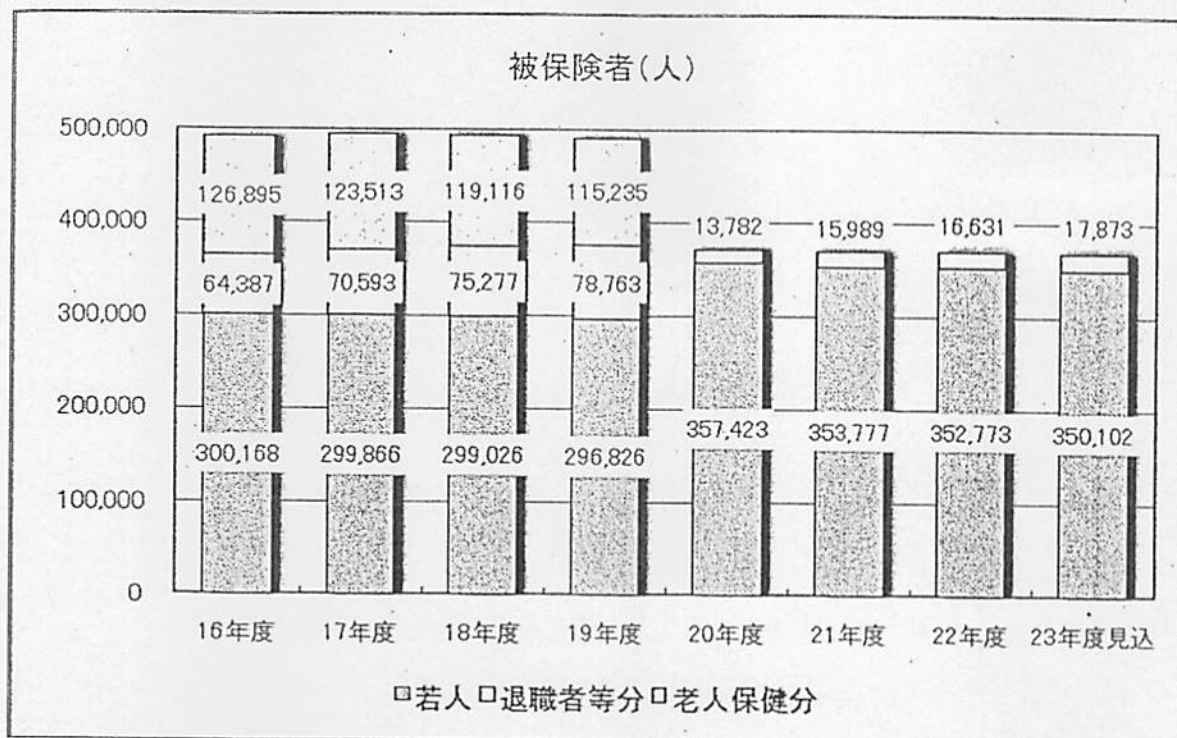
(平成24年度返還額(Δ18億円)を加えるとΔ55億円)

単年度で黒字を達成しているとはいえ、依然として巨額の累積赤字(政令指定都市ワースト5位)を抱える厳しい財政状況にある。また、平成23年度における国からの過大交付分(約18億円)については、平成24年度において返還する必要がある。(平成23年度決算におけるΔ37億円の累積赤字に、平成24年度における返還額(Δ18億円)を加えるとΔ55億円にものぼる。)

このような状況を鑑み、今後においても事業運営の安定化に向けた取組を推進していく。

4 京都市国民健康保険の現状

(1) 被保険者数の動向



※20年度に後期高齢者医療制度開始→老人保健制度廃止がなされ、75歳以上の被保険者等が国保を離脱し、後期高齢者医療保険へ移行。退職者医療制度も原則廃止(経過措置あり)され、退職被保険者が減少し、若人(一般)被保険者が増加。

22年度末被保険者数	23年度末被保険者数	増△減	左のうち後期高齢者医療への移行による減	後期高齢者医療への移行分を除いた増△減
365,622人	364,138人	△ 1,484人	△ 11,687人	10,203人

後期高齢者医療制度への移行による減少数が大きく全体では減少傾向であるが、当該移行分を除けば、景気の低迷により増加傾向にあると考えられる。

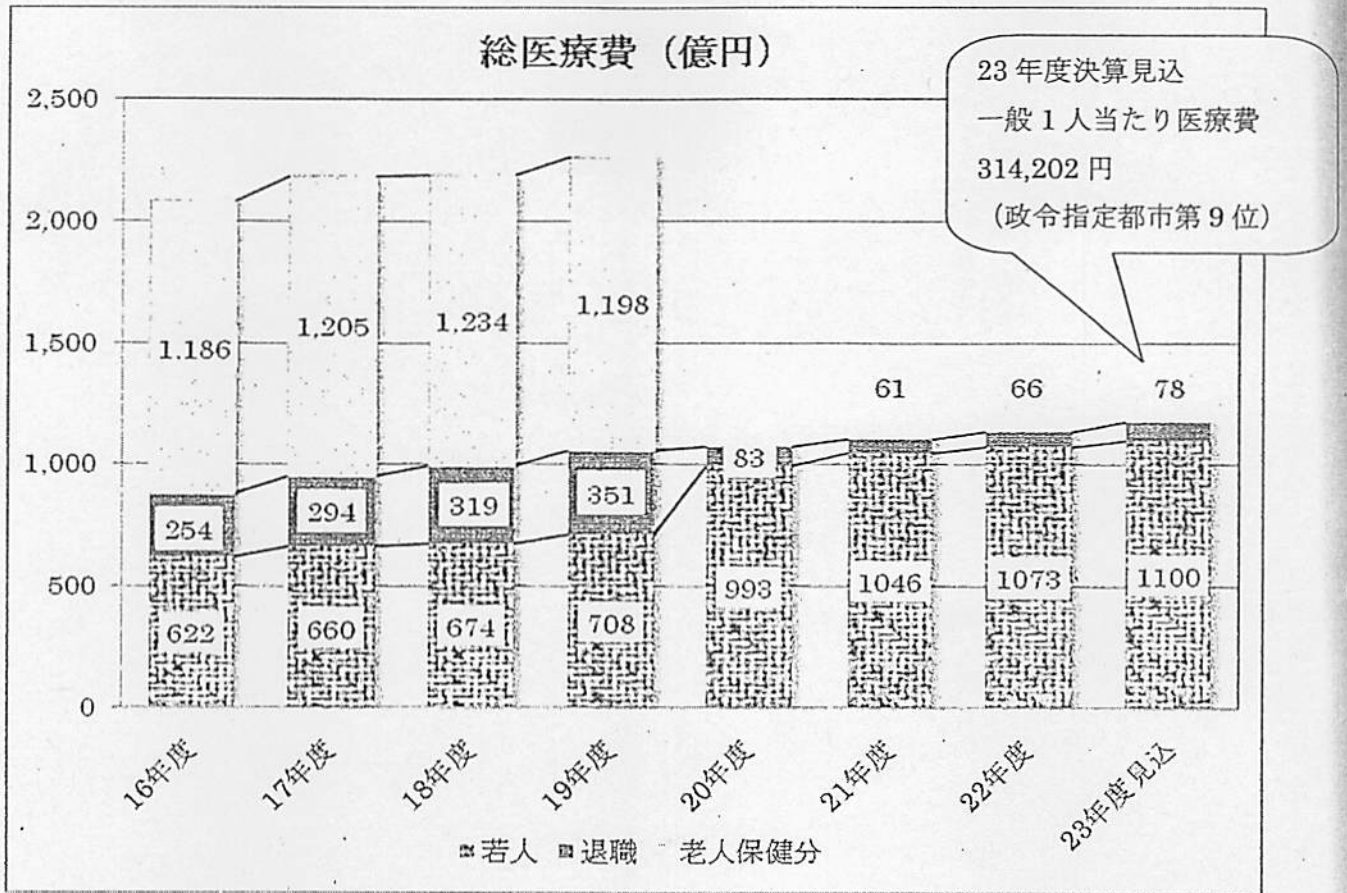
(2) 年齢階層別被保険者数の推移(年度平均)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度見込	
	人	%	人	%	人	%	人	%
0~64歳	260,733	70.2	256,747	69.4	256,647	69.5	255,868	69.5
65~74歳	110,714	29.8	113,019	30.6	112,757	30.5	112,107	30.5
合計	371,447	100	369,766	100	369,404	100	367,975	100

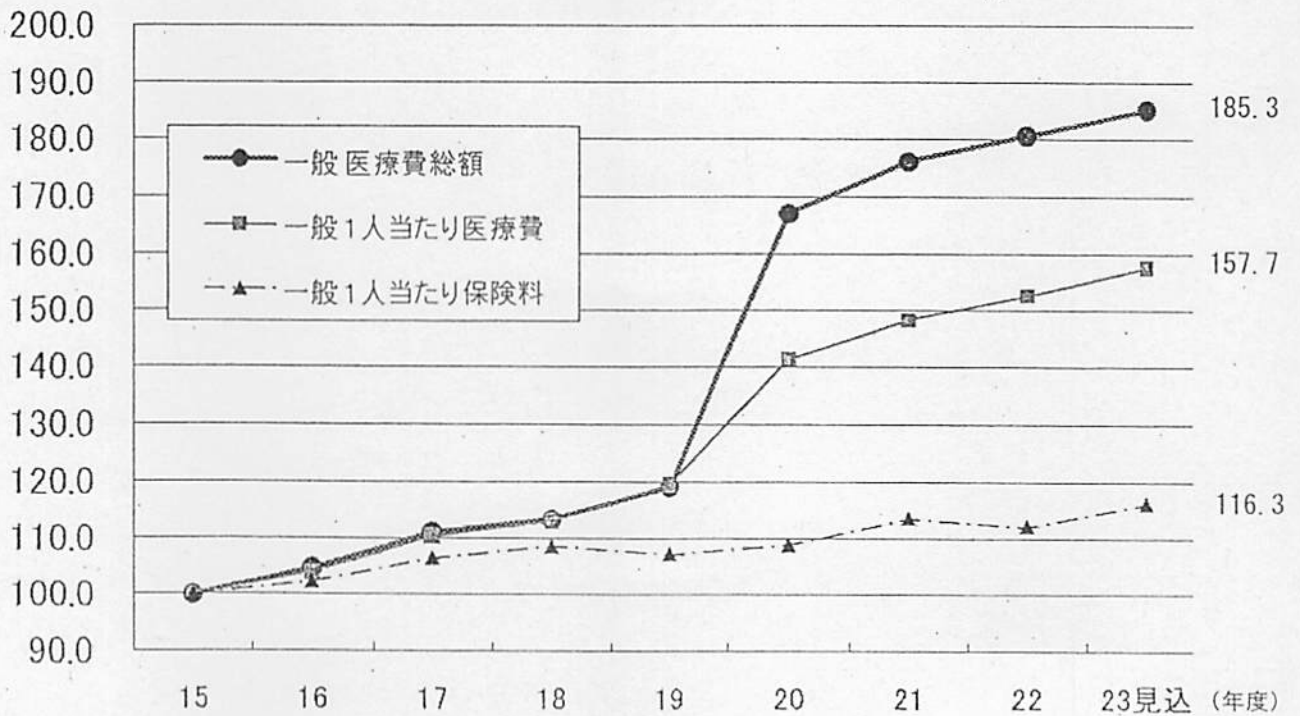
被保険者数全体は減少傾向にある。また、高齢者(65歳~74歳の前期高齢者)の加入者数は被保険者全体の30.5%である。(全保険者前期高齢者加入率は12.5%(22年度確定値)、政令指定都市平均は30.5%、京都市は20政令指定都市中、7番目に低い。)

(3) 医療費の動向

ア 総医療費の推移



イ 平成15年度を100とした場合の1人当たり医療費・保険料の伸び



(4) 保険料改定率と最高限度額の推移

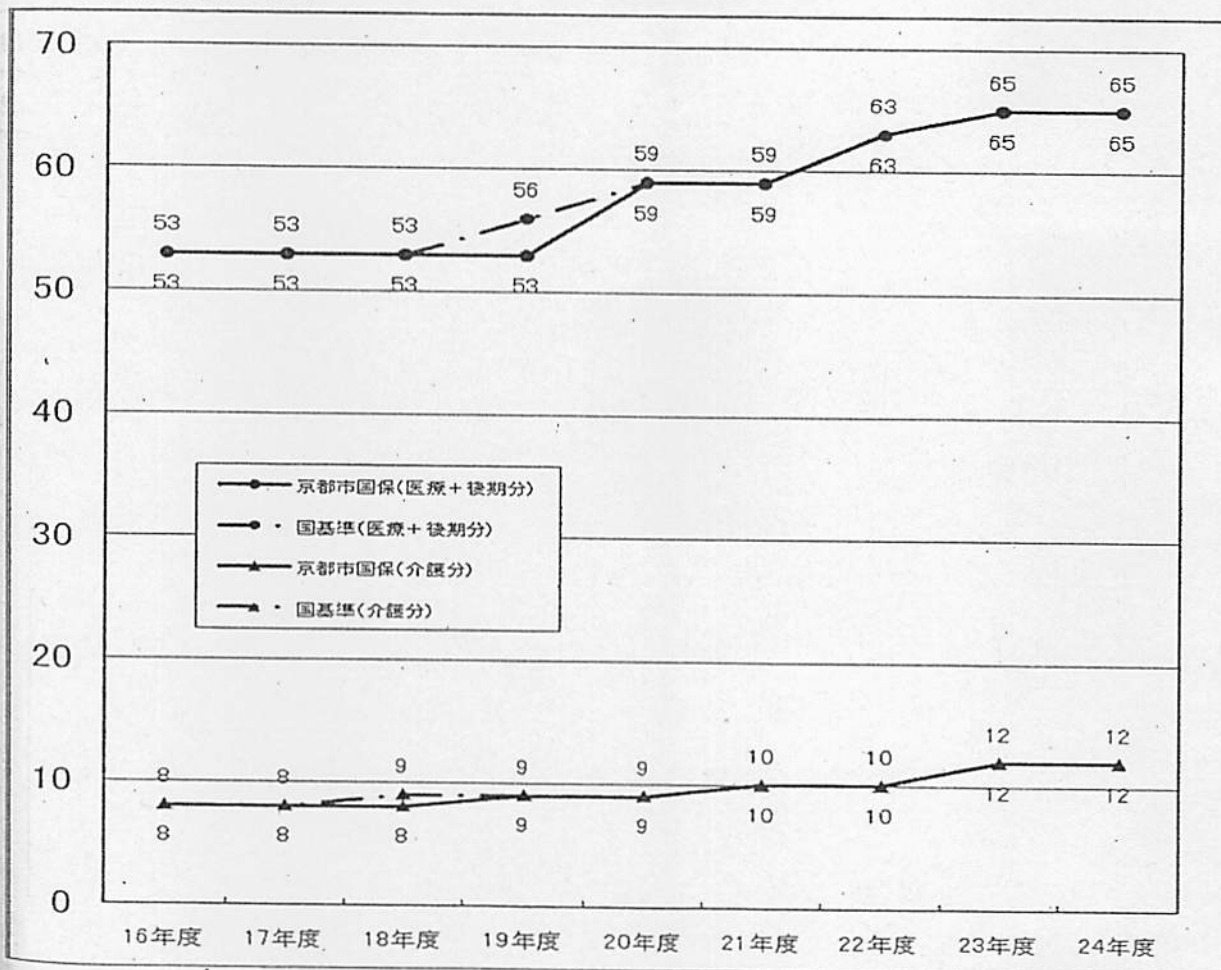
ア 保険料改定率の推移

(単位：%)

年 度	14~16	17	18~20	21	22	23	24
医療分	据置	2.63	据置	0.15	0.97	据置	△0.37
後期高齢者 支援分				16.55	△ 2.58	据置	△0.27
医療分+後期高 齢者支援分	据置	2.63	据置	3.71	0.10	据置	△0.35

24年度予算 1人当たり保険料
(一般医療分+後期支援分)
80,554円
(政令指定都市第16位(熊本市除く))

イ 最高限度額の推移



平成24年度は、最高限度額の改定を行っていない。(平成23年度と同額)

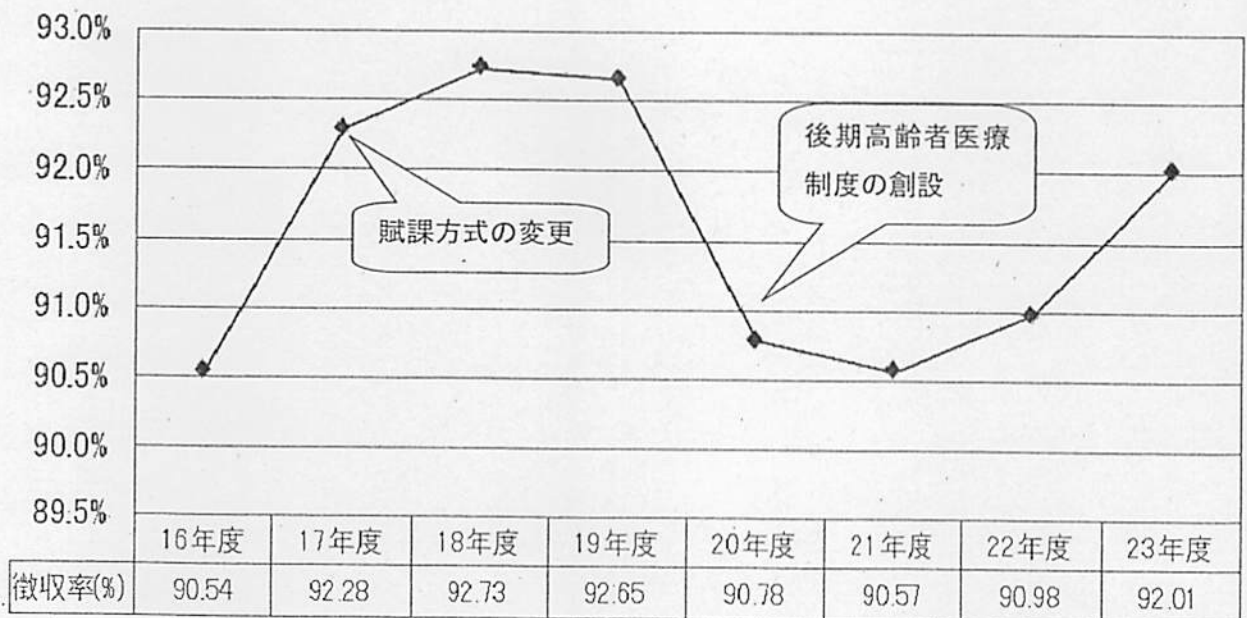
(5) 保険料軽減適用率の推移

本市では、国民健康保険法に定められた法定軽減のほか、本市独自に条例に減免規定を設け、保険料の軽減を行うことにより、被保険者の負担の軽減を図っている。

保険料軽減適用率は増加傾向にあり、平成23年度における適用率は75.7%（条例減免分含む）に達している。

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
法定減額	件数	165,787	169,953	169,720	171,251	132,563	135,434	146,408	148,800
	適用率	61.1%	61.1%	60.3%	60.5%	60.3%	61.4%	65.9%	66.2%
	金額(千円)	7,516,103	7,892,866	7,787,675	7,736,880	5,404,302	5,587,503	6,120,728	6,188,800
条例減免	件数	20,277	85,757	63,953	23,034	22,187	27,232	20,640	20,200
	適用率	7.5%	30.9%	22.7%	8.1%	10.1%	12.3%	9.3%	9.1%
	金額(千円)	1,760,721	2,840,381	2,238,235	1,515,810	1,484,827	2,015,332	1,422,106	1,469,000
合計	件数	186,064	255,710	233,673	194,285	154,750	162,666	167,048	169,000
	適用率	68.6%	92.0%	83.1%	68.6%	70.4%	73.7%	75.2%	75.3%
	金額(千円)	9,276,824	10,733,247	10,025,910	9,252,690	6,889,129	7,602,835	7,542,834	7,657,800
世帯数(年度末)		271,384	277,953	281,293	283,269	219,878	220,699	222,127	223,300

(6) 徴収率（現年分）の推移



※ 平成20年度の後期高齢者医療制度の導入に伴い、徴収率が大きく減少したが、区役所等における徴収に係る取組の強化や多くの被保険者の皆様のご理解により、徴収率は2年連続で上昇している。